大個審答申第178号

令和５年３月31日

大阪市長　松井　一郎　様

大阪市個人情報保護審議会

会長　金井　美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成７年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）第45条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表１項番１から７までの（い）欄に記載の諮問がありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第１　審議会の結論

実施機関が行った別表１項番１から７までの（お）欄に記載の決定（以下、項番順に「本件決定１」から「本件決定７」といい、あわせて「本件各決定」という。）のうち、本件決定１（令和３年６月18日付け大淀保福第327号による変更開示決定により取り消された部分を除く。）、３及び７は妥当である。ただし、本件決定１のうち別表１項番１の（く）欄に記載された情報に係る審査請求は却下すべきである。

本件決定２については別表２に掲げる部分を開示すべきであり、また、別表１項番２の（く）欄に記載された情報に係る審査請求は却下すべきであり、その余の部分は妥当である。

本件決定４から６までについては別表２及び別表３に掲げる部分を開示すべきであり、また、別表１項番４から６までの（く）欄に記載された情報に係る審査請求は却下すべきであり、その余の部分は妥当である。

第２　審査請求に至る経過

１　保有個人情報の開示請求

審査請求人は、別表１項番１から７までの（う）欄に記載の年月日に、条例第17条第１項に基づき、実施機関に対し、別表１項番１から７までの（え）欄に記載の旨の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

２　本件決定

実施機関は、本件各請求のうち個人情報を保有していると判断したものについては、別表１項番１、２、４から７までの（か）欄に記載の保有個人情報を特定した上で、開示しない部分がある情報については当該部分及び開示しない理由を別表１項番１、２、４から６までの（き）欄に記載のとおり付して条例第23条第１項に基づき同項の（お）欄に記載の部分開示決定を、全部を開示できる情報については別表１項番７の（き）欄に記載の情報を条例第23条第１項に基づき同項の（お）欄に記載の開示決定を行った。

また、本件各請求のうち個人情報を保有していないと判断したものについては、保有していない理由を別表１項番３の（き）欄に記載のとおり付して条例第23条第２項に基づき同項の（お）欄に記載の不存在による非開示決定を行った。

３　審査請求

審査請求人は、本件各決定を不服として、別表項番１から項番７までの（け）欄に記載の年月日に、実施機関に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条第１号に基づく審査請求（以下、項番順に「本件審査請求１」から「本件審査請求７」といい、あわせて「本件各審査請求」という。）を行った。

　４　実施機関による変更決定

　　　実施機関は、審査請求提起を受けた後、本件決定１、２及び４から６までについて、令和３年６月18日付け大淀保福第327号、第328号、第329号、第330号及び第331号により、別表１項番１、２及び４から６までの（く）欄に記載の情報を非開示とした決定を取り消し、新たに開示する旨の変更決定（以下「本件変更決定」という。）を行った。

第３　審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね別表１項番１から項番７までの（こ）欄に記載のとおりである。

第４　実施機関の主張

　１　本件各請求に係る経過

　　　実施機関では、審査請求人を養護者とする高齢者虐待案件（以下「本件虐待案件」という。）について、被虐待高齢者である審査請求人の母の保護や、被虐待高齢者の権利を擁護するための後見申立（以下「本件後見申立」という。）などの適切な措置を講じた。本件各請求に係る保有個人情報が記録された文書は措置を講じた際に、実施機関の職員が作成した文書及び関係機関から受領した文書に記載された情報である。

　　　本件虐待案件について、被虐待高齢者へのかかわりは、当該案件に係る措置を講じる前の関係機関からの相談（以下「本件相談」という。）から始まっており、その後、審査請求人を養護者とする審査請求人の母に係る虐待が関係機関からの通報（以下「本件通報」という。）により発覚したものである。

　実施機関においては、当該通報を受け、被虐待高齢者の身体・心理状況や生活状況、養護者の状況等を把握するため、被虐待高齢者への面接や関係者からの情報収集を行い、虐待・緊急性の判断、支援方針の策定を目的にサービス利用調整会議（以下「調整会議」という。）を開催している。

　　　また、虐待案件の措置を講じる中で、養護者が実施機関の措置を不服として法的手段を講じる可能性があったため、専門的見地からの助言を得るために、専門相談員の派遣事業（以下「専門相談事業」という。）を活用した。

　　　本件後見申立については、調整会議において成年後見市長申立を行うことが決定され、成年後見人の効力が生じるまでの間、被虐待高齢者の財産管理が必要となったことから審判前の保全処分に係る申立てを行った。その後、審査請求人から後見開始の審判に対する抗告（以下「本件抗告」という。）があったが、本件抗告については許可しない旨の決定が行われた。

　２　本件各決定の理由

　　　実施機関の主張は、概ね別表１項番１から７までの（さ）欄に記載のとおりである。

第５　審議会の判断

１　基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第１条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第３条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

２　本件各請求に係る保有個人情報及び非開示部分について

　　本件各請求において実施機関が保有個人情報として特定した情報が記載された文書及び本件各決定における非開示部分（本件変更決定により開示された部分を除く。以下「本件各非開示部分」という。）は次のとおりである。

⑴　記録について

記録（以下「本件文書１」という。）は、審査請求人の母の虐待対応事案について、実施機関である淀川区役所保健福祉課が、虐待対応に係る措置に至る前の関係機関からの相談以降開示請求日までに作成した、関係機関から聴取した情報や実施機関の職員が審査請求人や審査請求人の母及び関係機関と対応した際の記録が記載されている。

実施機関は本件文書１において、審査請求人との対応記録及び記録作成に係る決裁供覧欄を除く部分を非開示としている。

　　⑵　総合相談記録票について

　　　　総合相談記録票（以下「本件文書２」という。）は、実施機関が本件相談を受けた際に作成した記録であり、実施機関は本件文書２のうち「相談者氏名・続柄・住所電話・連絡先電話」欄、「主訴」欄、「家族構成」欄のうち審査請求人以外の第三者の氏名以外の部分、「家族構成図」のうち審査請求人以外の第三者に係る部分、「生活状況（現在の状況）・（生活歴）」、「現病歴」、「既往歴」、「利用サービス」、「住居環境」、「問題点」、「具体的援助計画・内容」、「対応」、「総合カルテ作成状況の５」「サービス利用調整会議」欄及び様式欄外に記載された情報を非開示としている。

　　⑶　高齢者虐待事案通報票について

　　　　高齢者虐待事案通報票（以下「本件文書３」という。）は、本件通報に係る関係機関からの報告票であり、実施機関は本件文書３のうち「虐待の状況」欄及び「担当者・連絡先」欄のうち「氏名・内線」を非開示としている。

⑷　事実確認チェックシートについて

　　　　事実確認チェックシート（以下「本件文書４」という。）は、本件通報を受けて、実施機関が被虐待高齢者である審査請求人の母の安全確認や状況確認などの事実確認を目視や関係機関から聞取り等により確認して記録することとなっている情報である。実施機関は、本件文書４のうち「要介護度」、「認知症高齢者の日常生活自立度」、「障がい老人の日常生活自立度」、「身体・心理状況」欄、「生活状況」欄、「本人の訴え・態度」欄、「養護者の状況」欄、「医療・介護サービス」欄、「その他事実確認したこと」欄及び「備考」欄を非開示としている。

　　⑸　サービス利用調整会議記録兼支援計画書について

　　　　サービス利用調整会議記録兼支援計画書（以下「本件文書５」という。）は、実施機関が審査請求人の母に係る安全確認や状況確認などの事実確認後、虐待・緊急性の判断、支援方針の策定を目的に開催するサービス利用調整会議の記録及び審査請求人の母に係る支援計画書であり、本件通報日以降開示請求日までの６回の開催記録である。実施機関は、本件文書５のうち審査請求人の母の氏名、開催日時、区役所出席者、区役所決裁欄を除く部分を非開示としている。

⑹　高齢者虐待対応に係る専門相談依頼書及び報告書について

　　高齢者虐待対応に係る専門相談依頼書及び報告書（以下「本件文書６」という。）は、実施機関が活用した専門相談事業における依頼書及び報告書であり、実施機関は、当該依頼書において「相談要旨」、「被虐待者の状況」、「世帯概要」、「虐待状況」、「経過」欄を、当該報告書において「相談内容」、「回答内容」及び「回答者氏名」欄を非開示としている。

⑺　審判前の保全処分申立書について

　　審判前の保全処分申立書（以下「本件文書７」という。）は、実施機関が、成年後見人が決定するまでの間の審査請求人の母に係る財産保全を家庭裁判所に申し立てた際の提出書面であり、「保全処分を求める事由」欄及び審査請求人の母の所在地及び連絡先を非開示としている。

⑻　後見・補佐・補助開始申立書について

　　　　後見・補佐・補助開始申立書（以下「本件文書８」という。）は、実施機関が審査請求人の母に係る成年後見を家庭裁判所に申し立てた際の提出書面である。実施機関は、審査請求人の母の所在地及び連絡先、申立の実情、後見の候補者に係る情報、申立に係り実施機関が審査請求人の母に聴き取った情報、申立に係り実施機関が確認した審査請求人の母に係る健康状態や経歴（審査請求人が知り得る家族に係る情報を除く）・親族（審査請求人が知り得る家族に係る情報を除く）・財産に係る情報（審査請求人の住んでいる土地の情報を除く）を非開示としている。

３　争点

　⑴　本件審査請求１、２及び４から６までについて

審査請求人は、本件各非開示部分について開示すべきであるとして主張しているのに対し、実施機関は、本件各非開示部分が条例第19条第２号及び第６号に該当する旨主張している。

よって、本件審査請求１、２及び４から６までの争点は、本件各非開示部分の条例第19条第２号及び第６号該当性である。

また、実施機関は、上記第２の４記載のとおり、本件決定１、２及び４から６までにおいて非開示とした情報のうち本件変更決定によりその一部を取り消して開示していることから、本件審査請求１、２及び４から６までの争点は、本件決定１、２及び４から６までのうち取り消された部分に係る審査請求の利益の有無である。

⑵　本件審査請求３について

　　　審査請求人は、本件請求３に係る個人情報が存在するはずであると主張しているのに対し、実施機関は存在しない旨主張している。よって、本件審査請求３の争点は、本件請求３に係る保有個人情報の存否である。

⑶　本件審査請求７について

審査請求人は、別表１項番７の（か）欄に記載の保有個人情報以外に特定すべき保有個人情報が存在するはずであると主張しているのに対し、実施機関は他に特定すべき保有個人情報は存在しない旨主張している。よって、本件審査請求７の争点は、別表１項番７の（き）欄に記載の保有個人情報以外に特定すべき保有個人情報の存否である。

　４　本件審査請求１、２及び４から６までについて

⑴　条例第19条第２号の基本的な考え方について

条例第19条第２号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は開示しないものと規定しているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア　法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ　人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ　当該個人が…公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない旨規定している。

⑵　条例第19条第６号の基本的な考え方について

条例第19条第６号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の目的を達成し、その公正、円滑な執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

⑶　実施機関の追加の主張について

実施機関に改めて確認したところ、本件文書１において非開示とした部分のうち関係機関とのやり取り及び本市の虐待対応方針に係る情報、本件文書２で非開示とした部分のうち相談者及び家族構成以外の情報、本件文書５で非開示とした部分のうち会議の出席者以外の情報、本件文書６から８までで非開示とした部分のうち本市の虐待対応の方針に係る情報については、次の理由により条例第19条第６号にも該当するとのことであった。

関係機関とのやり取りの記録や関係機関の職員による評価を伴う関係者からの聴き取り情報は、担当者が外部に開示されることを想定しないで実施機関に連絡していることから、開示により実施機関と関係機関との協力及び信頼関係が損なわれることとなり、また、担当者は、虐待事案の対象者等との無用な衝突や不信をおそれて問題のある事項の報告を躊躇し、報告自体が形骸化する等、高齢者虐待対応業務の円滑かつ適正な事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあると認められる。また、虐待対応方針に係る情報については、実施機関の内部で高齢者虐待の認定のために行われた予測や判断が含まれるものであり、開示することにより、虐待者から当該業務への妨害行為のおそれや、手の内を明かすこととなり今後の市の行動を予測され、事後に講じるべき措置や今後の同種の事務において公正、円滑な遂行に著しい支障が生じるおそれがあると認められる。

⑷　本件各非開示部分の条例第19条第６号該当性について

ア　実施機関が条例第19条第６号に該当する旨主張している非開示部分（以下「本件非開示部分１」という。）のうち、別表２に掲げる情報を除く部分については、関係機関から提供された情報、関係者から聴き取った関係機関の職員の評価を伴う情報及び実施機関における虐待対応方針に係る情報であることが認められる。

関係機関から提供された情報及び関係者から聴き取った関係機関の職員の評価を伴う情報を開示すると、虐待通報者が特定されることにより養護者が攻撃的な行動に出る等通報者に不利益が生じるおそれがあり、また、対象者等（虐待をしている疑いがある者）との衝突等や不信をおそれて報告が形骸化する、特定をおそれて虐待通報を躊躇する等、実施機関が適時に高齢者虐待を把握し、適切に対応することが困難となり、虐待対応業務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められる。さらに、虐待対応方針に係る情報を開示すると、実施機関が高齢者虐待通報に対してどのような情報をもとにどのように対応をするのかを推測する一端ともなり、虐待の発覚を免れるための予防措置を講じられる等、将来の虐待対応業務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められる。

したがって本件非開示部分１のうち、別表２に掲げる情報を除く部分は条例第19条第６号に該当する。

イ　本件非開示部分１のうち別表２に掲げる情報については、次のとおりである。

　(ｱ) 項番１について

　　　　本件虐待案件に係る客観的な事実経過や実施機関の対応経過等の記録であり、虐待通報者が特定される情報や実施機関の虐待対応方針に係る情報であるとは認められない。

　(ｲ) 項番２について

　　　　実施機関が虐待対応業務において連携することが容易に推測できる関係機関との事務的な連絡内容であることが認められる。

　　(ｳ) 項番３について

　　　　本件各決定で開示されている情報、実施機関が審査請求人に伝えた内容及び審査請求人が申述した内容等の審査請求人が了知している情報であることが認められる。

　　(ｴ) 項番４について

　　　　本件虐待案件に係る弁護士等による専門相談の際の相談内容の要旨及び成年後見申立に係る後見人の選任に係る情報であるが、虐待対応に係り通常想定されるような相談事項及び虐待対応に係る一般的な手続の情報であると認められる。

ウ　上記イ(ｱ)から(ｴ)までを踏まえると、別表２に掲げる情報については、審査請求人に開示したとしても、実施機関の主張する本件虐待案件に係る虐待対応事務若しくは将来の同種の事務に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

エ　上記ア乃至ウより、本件非開示部分１のうち別表２に掲げる情報については条例第19条第６号に該当せず、別表２に掲げる情報を除いた部分については条例第19条第６号に該当する。

⑸　本件各非開示部分の条例第19条第２号該当性について

ア　実施機関が条例第19条第２号に該当すると主張している部分（以下「本件非開示部分２」という。）について当審議会で見分したところ、別表３に掲げる情報を除く部分については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第19条第２号本文に該当する。

イ　本件非開示部分２のうち別表３に掲げる情報については、当該部分を開示したとしても特定の個人を識別することができる情報とは認められない。

ウ　上記ア及びイより、本件非開示部分２のうち別表３に掲げる情報については条例第19条第２号に該当せず、別表３に掲げる情報を除いた部分については条例第19条第２号に該当する。

５　本件変更決定において取り消した部分に係る審査請求の利益の有無について

　　　本件決定１、２及び４から６までについては、上記第２の４のとおり、本件変更決定により取り消されていることが認められる。

したがって、本件審査請求１、２及び４から６までのうち、別表１項番１、２及び４から６までの（く）欄に記載の情報の開示を求める審査請求は本件変更決定により当該情報を非開示とする決定が取り消されていることから、審査請求の利益を欠く不適法なものであり、行政不服審査法第45条第１項に基づき却下すべきである。

　６　本件審査請求３について

実施機関は、虐待の事実を確認するために生活の場である家屋内に立ち入ることもあるが、本件虐待案件については一度も実施機関の職員が家屋内に立ち入っていないことから、「家（住居内）の写真」に該当する公文書をそもそも作成又は取得していない旨主張している。

また、当審議会において本件各決定に係る対象情報を確認したところ、実施機関の主張のとおり、本件虐待案件について実施機関の職員が家屋内に立ち入っている記録はなく、また関係機関から入手している記録も確認できなかった。

審査請求人は、本件請求３に係る保有個人情報が存在するはずであるとする主張の根拠を提出せず、また、実施機関の上記主張を覆すに足る事実も認められないことから、実施機関が行った本件決定３に不自然不合理な点は認められず、妥当である。

　７　本件審査請求７について

実施機関は、審査請求人の家族についての情報として「住民票の写し」を、家の土地の状態及び土地の価額に係る情報として「全部事項証明書（土地）」を、審査請求人及び審査請求人の家族に係る情報として「審査請求人から送付された文書３通」を特定している。

　　　審査請求人は、審査請求人の家の土地は合計５筆で一体の土地であり、実施機関は審査請求人の家の土地５筆すべての全部事項証明書を保有しているはずであるのに、１筆分、つまり一部の土地の全部事項証明書しか開示していない旨を主張している。

　　　実施機関によれば、土地の調査に当たっては、審査請求人の母等からのヒアリングやこれまでの対応業務により把握している範囲で調査しており、実施機関において審査請求人の母が所有する土地について知り得た情報は本件決定７で特定した「全部事項証明書（土地）」に記載された１筆分であり、その他の土地については所有していることを把握していないとのことである。

当審議会において、「成年後見開始の申立書」に添付されている財産目録を確認したところ、審査請求人の母が所有している土地として本件決定７で特定した１筆分のみの土地に係る記載があり、実施機関が審査請求人の家の土地として当該１筆分を把握していたとする主張に不自然不合理な点は認められない。

また、実施機関が本件決定７で特定した全部事項証明書に記載された土地以外について把握していたはずであるとする審査請求人の主張の根拠も確認できない。

　　　よって、本件決定７は妥当である。

８　結論

したがって、第１記載のとおり判断する。

なお、実施機関は本件決定４から６までにおいて特定した保有個人情報について写しの交付を行う際、条例第19条第２号及び第６号に該当する部分が選択肢から選択する部分（既定の様式）であったため、選択した部分のみを黒塗りすることによりいずれを選択したかが明らかになってしまうことから黒塗りを行わず、上から未記入の規定の様式を貼付けた上で写しを作成し、交付したとのことであった。このように作成された対象情報の写しは、開示請求者にとっては当該貼付けされた部分が非開示部分であるとは認知できず、却って選択肢が未記入である（何も選択されていない）という、誤った情報を開示請求者に与えることとなる。

今後実施機関においては、開示請求に係る決定が対象情報により開示請求者にとって認知することができるよう条例第19条各号に該当する非開示部分を適正に黒塗り処理すること、また、非開示部分を黒塗りすることにより非開示情報が明らかになってしまう場合は非開示情報が明らかにならないようすべて黒塗りした上で当該開示部分にどのような情報が記載されているかの情報を別途提供するなど、適切に対応することを要請する。

（答申に関与した委員の氏名）

　　委員　野呂充、委員　小林邦子、委員　篠原永明、委員　矢口智春、委員　坂本団、委員　小谷真理

別表１

　別紙のとおり

別表２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 文書 | 該当箇所 |
| １ | 本件文書１ | １ページ目「記録」欄２行目、４行目26文字目から最終文  字まで、14行目、19行目から24行目まで  ２ページ目「記録」欄６行目、20行目、30行目、32行目22文字目から最終文字まで  ３ページ目「記録」欄18行目、19行目  ４ページ目「記録」欄22行目36文字目、37文字目、36行  目  ５ページ目「記録」欄29行目５文字目、６文字目、12文字目から最終文字まで、36行目  ６ページ目「記録」欄５行目、36行目  ７ページ目「記録」欄27行目、30行目22文字目から最終文  字まで、  36行目  ８ページ目「記録」欄21行目  ９ページ目「記録」欄11行目、17文字目から最終文字まで  14ページ目「記録」欄７行目  20ページ目「記録」欄１行目、２行目  26ページ目「記録」欄２行目から４行目まで  28ページ目「記録」欄１行目17行目、18行目  29ページ目「記録」欄33行目  31ページ目「記録」欄19行目  36ページ目「記録」欄13行目  37ページ目「記録」欄１行目、11行目、12行目  37ページ目「手書きメモ貼付け部分」５行目を除く部分  38ページ目「記録」欄５行目、６行目、21行目、32行目から36行目まで  39ページ目「記録」欄４行目、５行目、23行目から30行目まで |
| 本件文書６ | １ページ目「被虐待者の状況」欄１行目１文字目から11文  字目まで、「世帯概要」欄１行目１文字目から７文字目まで、12文字目から18文字目まで、「経過」欄１行目  ２ページ目「経過」欄12行目から23行目10文字目まで、  24行目１文字目から22文字目まで、26行目１文字目から22  文字目まで、28行目１文字目から22文字目まで、31行目か  ら34行目13文字目まで、37行目、38行目  ４ページ目「回答者氏名」欄１行目１文字目から22文字目  まで、２行目 |
| ２ | 本件文書１ | １ページ目「記録」欄５行目、６行目、25行目から27行目  まで、33行目から36行目まで  ３ページ目「記録」欄８行目から10行目まで  ４ページ目「記録」欄１行目１文字目から６文字目まで、25  文字目、26文字目  ６ページ目「記録」欄１行目  ７ページ目「記録」欄17行目、21行目  ９ページ目「記録」欄９行目11文字目から13文字目まで、  18文字目から最終文字まで  24ページ目「記録」欄１行目、２行目１文字目から10文字  目まで、５行目、７行目  25ページ目「記録」欄17行目から20行目まで  36ページ目「記録」欄24行目 |
| 本件文書５ | １ページ目及び６ページ目  「出席者」の地域包括支援センターの担当地域名欄、総合相談窓口（ブランチ）欄すべて  ２ページ目から５ページ目まで  「出席者」の地域包括支援センター欄、総合相談窓口（ブランチ）欄 |
| ３ | 本件文書１ | ５ページ目「記録」欄21行目１文字目から10文字目まで、  15文字目から18文字目まで、22行目１文字目から７文字目  まで、26行目  20ページ目「記録」欄５行目から８行目まで  22ページ目「記録」欄30行目  29ページ目「記録」欄23行目、24行目  37ページ目「記録」欄９行目、10行目 |
| 本件文書２ | 「総合カルテ作成状況」欄  「サービス利用調整会議」（要・不要）欄 |
| 本件文書４ | 「養護者の状況」欄の９項目目の行 |
| ４ | 本件文書４ | 「認知症高齢者の日常生活自立度」欄及び「障がい老人の日常生活自立度」欄 |
| 本件文書６ | １ページ目「相談要旨」欄１行目、２行目、３行目25文字  目から６行目まで  ３ページ目「相談内容」欄１行目、２行目25文字目から５  行目まで |
| 本件文書８ | ２ページ目「候補者について」欄すべて、「候補者」欄すべ  て |

１行に記載された文字を左詰にして数え、記号・句読点は、それぞれ一文字と数えるものとする。

各文書ごとにページ数を割り振っている。

別表３

|  |  |
| --- | --- |
| 文書 | 該当箇所 |
| 本件文書１ | １ページ目「記録」欄１行目１文字目、２文字目、７文字目から最終文字まで、13行目１文字目から４文字目まで、８文字目から最終文字まで、32行目１文字目から４文字目まで、８文字目から最終文字まで  ４ページ目「記録」欄４行目１文字目から12文字目まで、17文字目から最終文字まで  ６ページ目「記録」欄13行目１文字目から12文字目まで、17文字目から最終文字まで、19行目１文字目から13文字目まで、18文字目から最終文字まで、25行目１文字目から12文字目まで、17文字目、18文字目  16ページ目「記録」欄13行目１文字目から12文字目まで、17文字目から最終文字まで |

１行に記載された文字を左詰にして数え、記号・句読点は、それぞれ一文字と数えるものとする。

各文書ごとにページ数を割り振っている。

（参考）答申に至る経過

令和元年度諮問受理第103～107、109、110号

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月　日 | 経　　　　過 |
| 令和２年２月７日 | 諮問書の受理（令和元年度諮問受理第103号） |
| 令和２年２月21日 | 諮問書の受理（令和元年度諮問受理第104～107、109、110号） |
| 令和３年６月21日 | 実施機関から意見書の収受（令和元年度諮問受理第103～107、109、110号） |
| 令和３年７月16日 | 調査審議 |
| 令和３年８月30日 | 調査審議 |
| 令和３年９月27日 | 調査審議 |
| 令和４年５月16日 | 調査審議 |
| 令和４年６月20日 | 調査審議 |
| 令和４年７月20日 | 調査審議 |
| 令和４年８月18日 | 調査審議 |
| 令和４年９月22日 | 調査審議 |
| 令和４年11月２日 | 調査審議 |
| 令和４年11月17日 | 調査審議 |
| 令和４年12月14日 | 調査審議 |
| 令和５年１月16日 | 調査審議 |
| 令和５年２月９日 | 調査審議 |
| 令和５年３月２日 | 調査審議 |
| 令和５年３月31日 | 答申 |